

奈良市安全安心まちづくり基本計画 新旧対照表（第4章～第6章）

第4章 活動計画～防犯編～

1 市の取組

目標	基本方針	市の主な取組（旧）	市の主な取組（新）
すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市の実現	市民一人ひとりの意識の高揚	<p>防犯意識向上のための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報や防犯に関する情報をしみんだより、市ホームページ等を通じて発信します。 ・ 市の行事等で防犯啓発物品を配布します。 ・ こども園等で不審者侵入時の避難訓練や防犯講演会を実施します。 ・ 奈良市立小学校に在籍している全児童に防犯ブザーを配布します。 ・ <u>子どもの安全確保のための研修会やパネルディスカッションを実施します。</u> ・ 不審者情報等「子どもの安全確保」に関する情報を配信します。 ・ 特殊詐欺被害防止等のため防犯教室や出前消費生活講座を行います。 	<p>防犯意識向上のための啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪発生情報や防犯に関する情報をしみんだより、市ホームページ等を通じて発信します。 ・ 市の行事等で防犯啓発物品を配布します。 ・ こども園等で不審者侵入時の避難訓練や防犯講演会を実施します。 ・ 奈良市立小学校に在籍している全児童に防犯ブザーを配布します。 ・ <u>子どもの安全確保のために、子どもの危険予測、危険回避能力を高める研修会を実施します。</u> ・ 不審者情報等「子どもの安全確保」に関する情報を配信します。 ・ 特殊詐欺被害防止等のため防犯教室や出前消費生活講座を行います
	地域における自主的な活動の推進	<p>自主防犯活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国地域安全運動の期間にしみんだよりによる啓発や防犯講演会の開催を実施します。 ・ 地区自治連合会に加入している自主防災・防犯組織に対して交付金を交付します。 	<p>自主防犯活動に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国地域安全運動の期間にしみんだよりによる啓発や防犯講演会の開催を実施します。 ・ 地区自治連合会に加入している自主防災・防犯組織に対して交付金を交付します。

コメントの追加 [N1]: いじめ防止生徒指導課
文言修正

	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯団体に対する相談体制を整備するとともに、助言等を行い活動の支援をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯団体に対する相談体制を整備するとともに、助言等を行い活動の支援をします
環境の整備	<p>犯罪防止に配慮したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置・運用を行い、犯罪発生時には関係機関と協力し、迅速な対応を行います。 ・特殊詐欺被害防止対策機器の購入経費の一部を助成します。 ・防犯カメラを設置する自治会等の団体に対して、経費の一部を助成します。 ・通学路を中心に青色防犯パトロールを実施するため、機材の整備やパトロール実施者証の取得・更新等を行います。 ・あき地の所有者に対し、放置された雑草等の除去を指導します。 <ul style="list-style-type: none"> ・日中在宅家庭と協力し、子どもに危険が迫った際に駆け込める「子ども安全の家」の標旗を設置します。 ・振り込め詐欺などの特殊詐欺被害やネット犯罪などに対する、市民からの相談を受け付 	<p>犯罪防止に配慮したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置・運用を行い、犯罪発生時には関係機関と協力し、迅速な対応を行います。 ・特殊詐欺被害防止対策機器の購入経費の一部を助成します。 ・防犯カメラを設置する自治会等の団体に対して、経費の一部を助成します。 ・通学路を中心に青色防犯パトロールを実施するため、機材の整備やパトロール実施者証の取得・更新等を行います。 ・あき地の所有者に対し、放置された雑草等の除去を指導します。 <p>・通信機器を活用した「登下校見守りシステム」を運用し、ICタグを持った児童の登下校時の様子を、校門に設置したセンサーと防犯カメラによって記録します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中在宅家庭と協力し、子どもに危険が迫った際に駆け込める「子ども安全の家」の標旗を設置します。 ・振り込め詐欺などの特殊詐欺被害やネット犯罪などに対する、市民からの相談を受け付

コメントの追加 [N2]: いじめ防止生徒指導課
新規

	<p>け、処理する消費生活相談事業を実施するとともに、必要に応じて関係機関への紹介・通報を実施します。</p> <p><u>・ドメスティック・バイオレンス被害者の相談を受け付け、関係機関への紹介、通報を行うとともに、被害者の自立支援を行います。</u></p>	<p>け、処理する消費生活相談事業を実施するとともに、必要に応じて関係機関への紹介・通報を実施します。</p> <p><u>・ドメスティック・バイオレンス被害者の相談を受け付け、関係機関への紹介、被害者の自立支援を行います。</u></p>
--	--	--

コメントの追加 [N3]: 男女共同参画課
「通報を行うとともに、」
を削除。

第5章 活動計画～交通事故の防止編～

1 市の取組

目標	基本方針	市の主な取組	
すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市の実現	市民一人ひとりの意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官、交通安全指導員による交通安全教室を実施します。 ・春・秋の交通安全運動を通じて啓発活動を行うとともに通学路にて交通指導を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官、交通指導員による交通安全教室を実施します。 ・春・秋の交通安全運動を通じて啓発活動を行うとともに通学路にて交通指導を行います。
	地域における自主的な活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第10次奈良市交通安全計画に基づき、違法駐車等の防止活動等を実施する奈良市交通安全指導員会の活動の活性化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第10次奈良市交通安全計画に基づき、違法駐車等の防止活動等を実施する奈良市交通安全指導員会の活動の活性化に努めます。
	環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要駅、施設周辺の歩道のバリアフリー化等新設・整備工事を実施し、歩行者の安全を確保します。 ・交通安全施設等の整備事業を推進します。 ・歩行者等の安全確保のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の主要駅、施設周辺の歩道のバリアフリー化等新設・整備工事を実施し、歩行者の安全を確保します。 ・交通安全施設等の整備事業を推進します。 ・歩行者等の安全確保のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管を行います。

コメントの追加 [N4]: 交通政策課
交通安全指導員
→交通指導員

第6章 活動計画～公共の場所等におけるマナー等の遵守編～

1 市の取組

目標	基本方針	市の主な取組	
すべての市民が安全で安心して快適に生活することができる奈良市の実現	市民一人ひとりの意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリング・ストップ促進重点区域において車両のアイドリング防止の巡回啓発を行います。 ・路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います。 ・美化促進重点地域において空き缶等のポイ捨て防止のため、啓発活動を実施するとともに、清掃及びゴミや空き缶などの収集業務を行います。 ・路上等に掲出された違法広告物の除却を行うボランティア活動を推進します。 ・小中学校の生徒、保護者を対象に情報モラルについての授業・講義を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリング・ストップ促進重点区域において車両のアイドリング防止の巡回啓発を行います。 ・路上喫煙禁止地域において路上喫煙防止の巡回啓発を行います。 ・美化促進重点地域において空き缶等のポイ捨て防止のため、啓発活動を実施するとともに、清掃及びゴミや空き缶などの収集業務を行います。 ・路上等に掲出された違法広告物の除却を行うボランティア活動を推進します。 ・小中学校の生徒、保護者を対象に情報モラルについての授業・講義を行います。
	地域における自主的な活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の美化活動を実施する団体について、清掃用具等支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する公園や道路等の環境美化政策の参加団体への支援を図ります。
	環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上に放置された自動車等の所有者に対して撤去を求め、必要に応じて撤去し、処分します。 ・町的美観維持のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管・所有者への返還を行います。 ・道路や公園等を不法に占用する物件については、所有者に対して撤去するよう指導します。 ・ペットの飼い主に対し適正飼養に努めるよう指導・啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市道上に放置された自動車等の所有者に対して撤去を求め、必要に応じて撤去し、処分します。 ・町的美観維持のために、自転車等放置禁止区域内に放置された自転車等を保管施設へ移動・保管・所有者への返還を行います。 ・道路や公園等を不法に占用する物件については、所有者に対して撤去するよう指導します。 ・ペットの飼い主に対し適正飼養に努めるよう指導・啓発を行います。

コメントの追加 [N5]: 協働推進課
文言修正